

第8章 下請法に関する業務

第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったとき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第7条）。

なお、公正取引委員会は、こうした下請法違反行為の未然防止を図る観点から、下請法の普及・啓発に関する取組を行っているが、当該取組については、第9章参照。

第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的な調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5－1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5－2表参照）。

1 書面調査

公正取引委員会は、令和3年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者6万5000名（製造委託等（注1）3万7280名、役務委託等（注2）2万7720名）及びその下請事業者30万名（製造委託等16万9318名、役務委託等13万682名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	書面調査実施件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
3		65,000	300,000
	製造委託等	37,280	169,318
	役務委託等	27,720	130,682
2		60,000	300,000
	製造委託等	36,128	196,879
	役務委託等	23,872	103,121
元		60,000	300,000
	製造委託等	35,810	200,190
	役務委託等	24,190	99,810
30		60,000	300,000
	製造委託等	39,175	211,741
	役務委託等	20,825	88,259
29		60,000	300,000
	製造委託等	38,680	208,513
	役務委託等	21,320	91,487

2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

(1) 新規着手件数

令和3年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は8,464件である。このうち、書面調査により職権探知したものは8,369件、下請事業者等からの申告によるものは94件、中小企業庁長官からの措置請求は1件である（第2表及び附属資料5－2表参照）。

(2) 処理件数

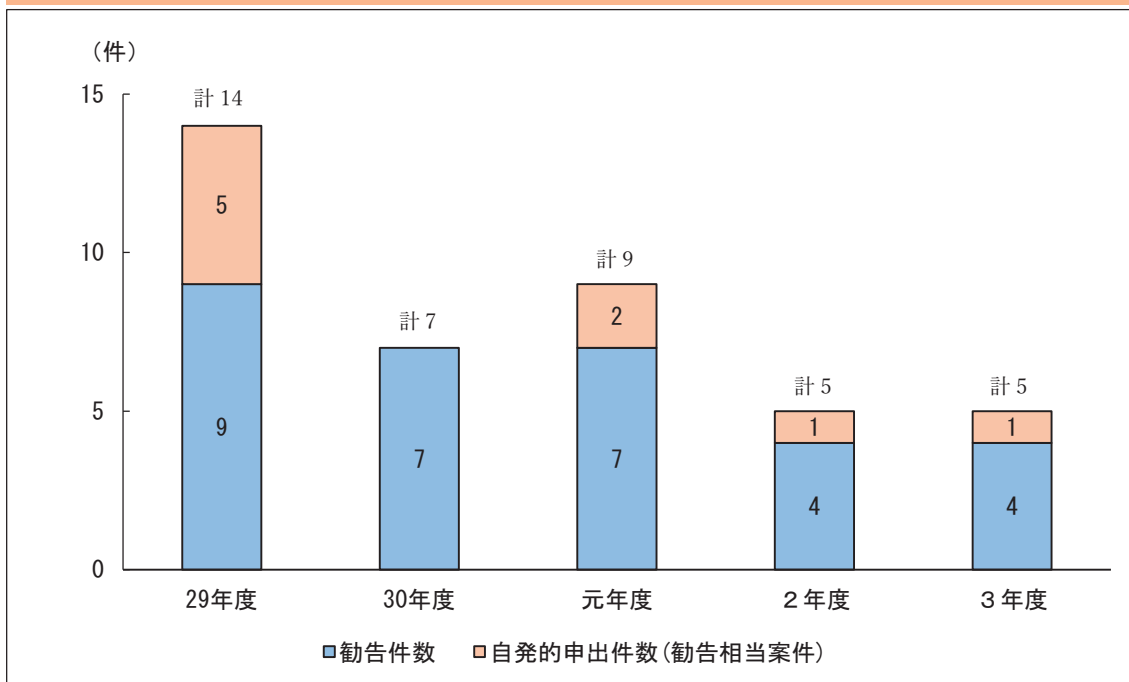
令和3年度においては、公正取引委員会は、8,100件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、7,926件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち4件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、7,922件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表、第1図及び附属資料5－2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

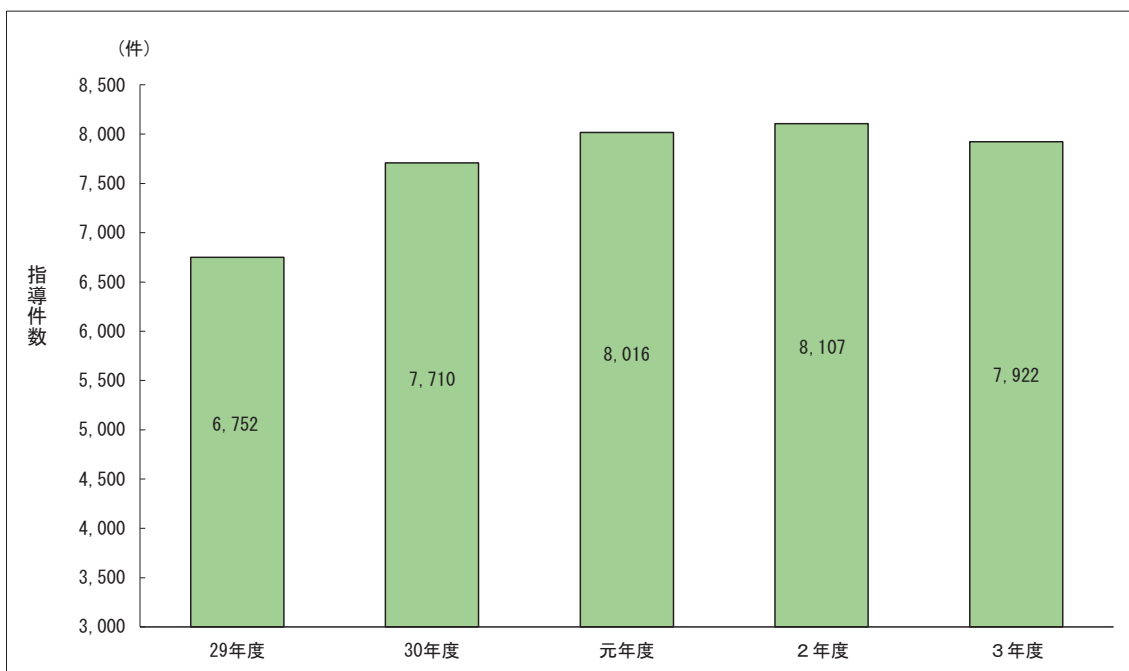
(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
3	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
2	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
元	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注) 自発的申出事案については後記 5 参照。



3 違反行為類型別件数

令和3年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は6,133件（違反行為類型別件数の延べ合計の43.8%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が5,401件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第5条違反）が732件である。ま

た、実体規定違反（第4条違反）は、7,878件（違反行為類型別件数の延べ合計の56.2%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が4,900件（実体規定違反件数の合計の62.2%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が1,195件（同15.2%）、買ったたき（同項第5号違反）が866件（同11.0%）となっている（第3表及び附属資料5－3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

（単位：件、（%））

年 度 違反行為類型		3			2			元		
		製造 委託等	製造 委託等	役務 委託等	製造 委託等	製造 委託等	役務 委託等	製造 委託等	製造 委託等	役務 委託等
実 体 規 定 違 反	受領拒否 （第4条第1項第1号違反）	48 (0.6)	40 (0.8)	8 (0.3)	40 (0.5)	36 (0.7)	4 (0.1)	32 (0.5)	29 (0.6)	3 (0.1)
	下請代金の支払遅延 （第4条第1項第2号違反）	4,900 (62.2)	2,909 (57.9)	1,991 (69.9)	4,738 (59.4)	2,881 (54.7)	1,857 (68.5)	3,651 (52.8)	2,160 (45.7)	1,491 (68.1)
	下請代金の減額 （第4条第1項第3号違反）	1,195 (15.2)	826 (16.4)	369 (12.9)	1,471 (18.4)	1,072 (20.4)	399 (14.7)	1,150 (16.6)	867 (18.3)	283 (12.9)
	返品 （第4条第1項第4号違反）	11 (0.1)	9 (0.2)	2 (0.1)	15 (0.2)	15 (0.3)	0 (0.0)	14 (0.2)	11 (0.2)	3 (0.1)
	買ったたき （第4条第1項第5号違反）	866 (11.0)	493 (9.8)	373 (13.1)	830 (10.4)	497 (9.4)	333 (12.3)	721 (10.4)	533 (11.3)	188 (8.6)
	購入・利用強制 （第4条第1項第6号違反）	48 (0.6)	29 (0.6)	19 (0.7)	76 (1.0)	47 (0.9)	29 (1.1)	72 (1.0)	47 (1.0)	25 (1.1)
	報復措置 （第4条第1項第7号違反）	12 (0.2)	9 (0.2)	3 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 （第4条第2項第1号違反）	72 (0.9)	62 (1.2)	10 (0.4)	78 (1.0)	72 (1.4)	6 (0.2)	98 (1.4)	92 (1.9)	6 (0.3)
	割引困難な手形の交付 （第4条第2項第2号違反）	293 (3.7)	282 (5.6)	11 (0.4)	314 (3.9)	303 (5.8)	11 (0.4)	254 (3.7)	243 (5.1)	11 (0.5)
	不当な経済上の利益の提供要請 （第4条第2項第3号違反）	332 (4.2)	290 (5.8)	42 (1.5)	297 (3.7)	255 (4.8)	42 (1.5)	336 (4.9)	287 (6.1)	49 (2.2)
	不当な給付内容の変更・やり直し （第4条第2項第4号違反）	101 (1.3)	79 (1.6)	22 (0.8)	120 (1.5)	89 (1.7)	31 (1.1)	590 (8.5)	458 (9.7)	132 (6.0)
	小 計	7,878 (100)	5,028 (100)	2,850 (100)	7,979 (100)	5,267 (100)	2,712 (100)	6,919 (100)	4,728 (100)	2,191 (100)
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 （第3条違反）	5,401	3,703	1,698	6,003	4,181	1,822	5,864	4,202	1,662
	書類不保存等 （第5条違反）	732	450	282	934	612	322	745	458	287
	虚偽報告等 （第9条第1項違反）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	6,133	4,153	1,980	6,937	4,793	2,144	6,609	4,660	1,949
合 計		14,011	9,181	4,830	14,916	10,060	4,856	13,528	9,388	4,140

4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和3年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者187名から、下請事業者5,625名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5億5995万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては、①下請代金の減額事件において、親事業者は総額3億3909万円を下請事業者に返還し、②下請代金の支払遅延事件において、親事業者は遅延利息等として総額1億2035万円を下請事業者に支払い、③返品事件において、親事業者は総額5676万円相当の商品を引き取り、④受領拒否事件において、親事業者は下請事業者から総額2767万円相当の商品を下請事業者から受領した（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数（注2）	返還等を受けた 下請事業者数（注2）	原状回復の金額（注1）
減額	3年度	65名	2,561名	3億3909万円
	2年度	71名	3,858名	3億7155万円
	元年度	104名	4,087名	17億6191万円
	30年度	120名	4,593名	1億8367万円
	29年度	140名	7,659名	16億7800万円
支払遅延	3年度	105名	2,970名	1億2035万円
	2年度	126名	2,340名	9364万円
	元年度	132名	2,931名	3億2026万円
	30年度	165名	4,901名	4億2288万円
	29年度	138名	3,015名	1億9675万円
返品	3年度	3名	3名	5676万円
	2年度	4名	33名	1168万円
	元年度	11名	106名	6億6438万円
	30年度	7名	59名	1911万円
	29年度	11名	107名	360万円
受領拒否	3年度	1名	9名	2767万円
	2年度	1名	1名	5万円
	元年度	1名	1名	208万円
	30年度	1名	1名	162万円
	29年度	3名	162名	14億7624万円
不当な経済上の 利益の提供要請	3年度	7名	58名	978万円
	2年度	10名	84名	5923万円
	元年度	8名	229名	2556万円
	30年度	7名	346名	1750万円
	29年度	8名	47名	633万円
やり直し等	3年度	2名	10名	488万円
	2年度	3名	37名	323万円
	元年度	2名	4名	49万円
	30年度	2名	3名	24万円
	29年度	-名	-名	-
有償支給原材料等 の対価の早期決済	3年度	4名	14名	138万円
	2年度	1名	1名	50万円
	元年度	3名	5名	6万円
	30年度	9名	95名	2088万円
	29年度	4名	19名	168万円

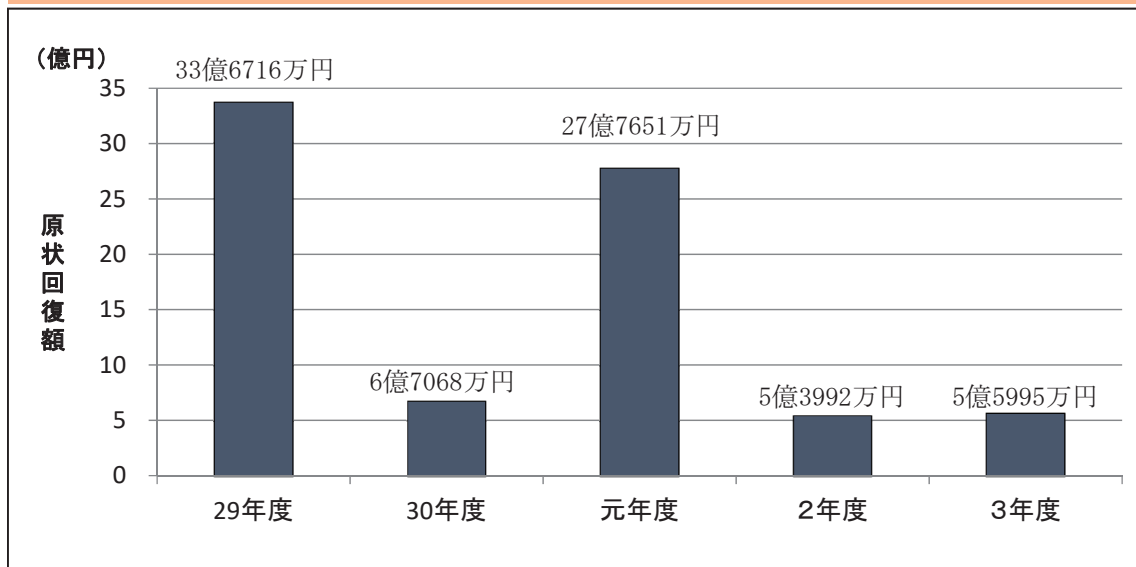
違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数 (注2)	返還等を受けた 下請事業者数 (注2)	原状回復の金額 (注1)
割引困難な 手形の交付	3年度	-名	-名	-
	2年度	-名	-名	-
	元年度	1名	10名	109万円
	30年度	2名	8名	5万円
	29年度	1名	5名	158万円
購入等強制	3年度	-名	-名	-
	2年度	-名	-名	-
	元年度	4名	94名	61万円
	30年度	5名	152名	225万円
	29年度	2名	10名	6万円
買いたたき	3年度	-名	-名	-
	2年度	-名	-名	-
	元年度	2名	2名	3万円
	30年度	3名	14名	244万円
	29年度	1名	1名	289万円
合計	3年度	187名	5,625名	5億5995万円
	2年度	216名	6,354名	5億3992万円
	元年度	268名	7,469名	27億7651万円
	30年度	321名	10,172名	6億7068万円
	29年度	308名	11,025名	33億6716万円

(注1) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

第2図 原状回復の状況



5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日（https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html））。

令和3年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は32件であった（第5表参照）。また、同年度に処理した自発的な申出は34件であり、そのうちの1件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。令和3年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者433名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1億4896万円相当の原状回復が行われた（注）。

（注）前記 4 記載の金額に含まれている。

第5表 自発的な申出の件数

（単位：件）

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
47	73	78	24	32

6 勧告事件及び主な指導事件

令和3年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
携帯電話の通信サービス等に係る販売代理業 (3. 6. 23勧告)	㈱ティーガイアは、平成30年3月から平成31年4月までの間、「戻入金（れいにゆうきん）」として、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者8名に対し、総額5660万9388円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号 （下請代金の減額の禁止）
服飾副資材の卸売業 (3. 6. 30勧告)	東京吉岡㈱は、令和元年11月から令和2年10月までの間、「歩引」として、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者24名に対し、総額2015万166円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号 （下請代金の減額の禁止）
ユニットハウスの製造・販売・レンタル業 (3. 11. 12勧告)	㈱ナガワは、平成30年9月から令和元年9月までの間、「早期支払割引料」として、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者66名に対し、総額1911万9134円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号 （下請代金の減額の禁止）
婦人服等の販売業 (4. 3. 1勧告)	㈱イングは、自社の各店舗への配送等が不要なインターネット販売用の商品について、「物流費」（平成30年2月から平成31年4月までの間）及び「物流業務委託料」（令和元年7月から令和3年4月までの間）として、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者24名に対し、総額7094万8217円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号 （下請代金の減額の禁止）

(2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
鉄鋼製品の加工を下請事業者に委託しているA社は、従業員の都合がつかないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)
運送業務を下請事業者に委託しているB社は、「毎月末日締切、翌々月25日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)
工作機械の部品の製造を下請事業者に委託しているC社は、「割引料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
自らの店舗で販売する雑貨の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者から商品を受領し、1年以上経過した後に当該商品に瑕疵があるとの理由で下請事業者に当該商品を引き取らせていた。	第4条第1項第4号 (返品の禁止)
押出成型品の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者から原材料価格等が高騰したため単価の引上げを求められたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。	第4条第1項第5号 (買いたたきの禁止)
食品等の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、中元・歳暮の時期等に、自社商品を購入するよう要請していた。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
ゴム・樹脂製品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているところ、当該原材料の対価の一部について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除することとなる支払制度を採っていた。	第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
水産加工等の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（150日）を交付していた。	第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止)
機械部品の加工を下請事業者に委託しているI社は、取引先から貸与された金型を下請事業者に貸与して部品の加工を委託しているところ、長期間使用されない金型を無償で保管させていた。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)